第５回北区男女共同参画審議会議事録

日　　時：平成２４年８月２３日（木）午後６時３４分～午後８時３４分
場　　所：男女共同参画センター　多目的室ＡＢ

１　開　　会

２　議　　題
（１）平成２３年度アゼリアプラン進捗評価報告書（案）について
（２）平成２５年度における重点取り組みについて
（３）その他

３　閉　　会

出　席　者	白井会長	宮城副会長	山田（昌）委員	奥津委員
	宮澤委員	小川委員	山田（三）委員	照井委員
	田草川委員	上川委員	戸枝委員	厚美委員
	関口委員	高橋委員	我妻委員	茂垣委員
	中澤委員			
	鈴木男女共同参画推進課長			
欠　席　者	臼倉委員	谷川委員	寺内委員	

審 議

○白井会長

それでは、議題１に入らせていただきます。第４次アゼリアプランの平成２３年度進捗評価報告書（案）について、説明を事務局よりお願いいたします。

○鈴木男女共同参画推進課長

第４次アゼリアプランの平成２３年度進捗評価報告書（案）の説明

○白井会長

ただいま男女共同参画推進課長より説明がありました進捗評価報告書（案）について意見交換を行いたいと思います。また、内容についてご意見があればと思いますので、意見交換の時間として約２０分程度予定しております。いかがでしょうか。

○我妻委員

相談体制の施設整備と自立支援関係機関の連携の中で、これは事業のナンバー９ですか、配偶者からの暴力防止連絡協議会という事業名が書いてあって、１回開催となっています。この委員、男性１０名、女性４名で、どのような内容の会議をしたのか教えていただきたいのですが。

○白井会長

事務局よろしくお願いいたします。

○鈴木男女共同参画推進課長

それでは、配偶者からの暴力防止に関する連絡協議会のことについてお答えいたします。会議を４月にやっております。２３年度の報告としまして、ＤＶ被害者同行支援事業の発足のこと、パープルリボンシンボルマークの制定・活用、啓発講座の開催などについて。そのほか、心と生き方ＤＶ相談事業状況のご報告をしております。また、連絡協議会には、警察、生活福祉課、子ども家庭支援センター、児童相談所などが参加していただき、配偶者からの暴力防止に関する情報などを話していただいております。

○白井会長

よろしいでしょうか。

○我妻委員

昨年の４月に行ったのですね、２３年度の。年に１回ぐらい行うということでよろしいですか。

○鈴木男女共同参画推進課長

はい、年に１回実施をしております。そのほか、生活福祉課、子ども家庭支援セン

ター、健康生きがい課、女性にかかわるような部署と３カ月に１回、スペースゆうに集まり、情報交換・事例検討などを実施しております。

○我妻委員

はい、わかりました。

○白井会長

よろしいでしょうか。

それでは、ほかにいかがでしょうか。疑問点等見つかりましたら、後ほどまた質問をしてください。次に第２の目標に進みたいと思います。仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会について、ご意見また質問があれば挙手をお願いいたします。

○照井委員

子育てや介護を安心して行うための環境整備に関しては十分取り組んでいるという文言ですが、取り組んでいる主体が自分を評価しているように見えます。客観的な視点からの評価という点から気になりました。

それと、平成２２年度の事業実施報告書では、この審議会による総合評価は参考資料扱いになるのですか。今回もそう同様でしょうか。

○白井会長

今、２点質問がありましたので、その点についてご回答お願いいたします。

○鈴木男女共同参画推進課長

目標２の総合評価欄の下３行の表現について審議会で審議をしていただいて適切なご意見をいただければと思っております。

審議会でご審議をいただいた進捗評価でございますが、こちらは区の男女共同参画推進本部会議に報告させていただき、本部会議で決定したものを評価報告とさせていただいております。

○照井委員

了解です。

○鈴木男女共同参画推進課長

条例１１条に年次報告とございまして、こちらで区長は毎年度行動計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとなっております。

○照井委員

この公表するものが本体部分となるわけですね、了解しました。

○白井会長

２３年度についても、総合評価について皆さんからご意見を伺い、最終的な総合評価となります。ほかに。

○我妻委員

ワーク・ライフ・バランスを推進する企業の支援という重点取組のことですが、２３年度は３社の応募の中で２社を認定したと書いてありますが、３社しか応募がなかったのは、少ないですが。推薦の仕方がよくわかりません。

○白井会長

それに対して回答をお願いします。

○事務局

事務局からお答えさせていただきます。募集企業につきましては、基本的にチラシを産業団体の法人会、商工会、北産業連合会にお配りいたしまして、会員の皆様にご周知いただいております。

それから、別途、産業振興課の経営診断士に協力を依頼し、周知それから募集のお願いをしております。

○我妻委員

特別推薦しているわけじゃなくて、みずからこの３者が応募したということでいいですか。

○事務局

そういうことになります。

ただ、会社に働きかけ、ご説明しながらご案内するところもございます。

○白井会長

中澤委員、今の回答で何かありますか。

○中澤委員

実際のところは、制度の認定を受けてどのようなメリットがあるのかという話もあり、企業側からすると、認定のメリットがあるのかどうかという考え方もあります。待っていては応募も期待できないというのが実際のところではあります。各企業さんのＰＲもさせていただくリーフレットなども作成していますので、ご案内をさせていきたいと思います。

○我妻委員

説明しながら啓発しているということですか。

○中澤委員
　直接伺えるような企業さんに対しては、そうです。

○我妻委員
　わかりました。

○白井会長
　よろしいでしょうか。

○宮澤委員
　子育てや介護を安心して行うための環境整備の中にある「介護のために離職した方への職場復帰の支援」については着手していないとありますね。だんだん高齢化になってきて、私は大変、多いと聞いていますが、それは北区では把握していますか。

○白井会長
　今の質問に対してご回答をいただけますでしょうか。

○鈴木男女共同参画推進課長
　どのぐらいの方が介護のために離職しているかは把握しておりません。

○宮澤委員
　していない。今後の一番大きな課題になってくると私は思っているのですけれど。結局、介護をやっていると長期にわたるということが当然出てきます。でも、介護が終わったときには、かなり介護した方が高齢化してきていると私は聞いています。その辺をどのように、今後、北区として考えるのかお聞きしたい。

○白井会長
　今の質問に対してお願いいたします。

○鈴木男女共同参画推進課長
　北区には高齢者あんしんセンターが１３カ所ございますし、ケアマネジャーの会もございます。そういう方たちは、介護者の方と密接にかかわっていると思っております。就職するための情報も、そういう方たちを通して届くよう、今後、いろいろ検討をさせていただきたいと思っております。

○宮澤委員
　今一番、地域の中では高齢者あんしんセンターが一番つかんでいるわけです。そこをうまく活用しないとだめではないかと思うのですけどね。
○関口委員
　質問を含めて２点ですが、今、宮澤委員の話のとおり、非常に現場にいて、私もそ

のことを感じます。介護のために既に離職した方は、若い人たちの仕事もない中で、再就職が難しい。数字は今つかんでいないということですけども、今後、具体的に何かお考えがあるのか聞きたい。高齢者あんしんセンターの方に実態把握、確認しながら、どの様なものがあったらいいか意見を聴きながら、高齢福祉課と一緒に行えたらいいと思っております。

それと、もう１点は、１ページのところで加害者支援も視野に入れた「男性相談」を新たに設け、電話相談とありますが、実態はどうでしょうか。その辺を少し教えてください。

○白井会長

いかがでしょうか。

○鈴木男女共同参画推進課長

昨年度から男性相談を開始いたしました。これは第１、第３土曜日の午前中に１コマずつ、月に２コマということで年間２４コマを設けて開始しております。相談方法としましては、電話相談で３０分間、夫婦を含む家族問題に限定をしております。相談の機会は年１回という条件をつけて、相談案内のリーフレットと便利帳に記載をしております。実際の相談件数ですが、昨年度は１０件ございました。年齢別では、２０代が１件、３０代が４件、４０代が３件、５０代が１件、７０代が１件となっております。相談の内訳は、ＤＶ加害者が４件、離婚が３件、姉のＤＶ被害のことについて１件、妻の家出が１件、あと自殺願望のある方が１件というふうになっております。３０分の電話相談ということで、話を聞いて、整理をして、次のところにつなげられるぐらいしかできませんが、実施してみて、加害者と言われる方たちへの電話相談はとても必要なことだと考えております。

○白井会長

今の回答で宮澤さん、よろしいでしょうか、関口さんも回答してくださいました。ある程度、具体的な連携は、これからということでしょうか。

○鈴木男女共同参画推進課長

そうですね、委員に関口さんもいますので、関口委員にもご相談に乗っていただきつつ、高齢者あんしんセンター、高齢福祉課が所管をしておりますので、高齢福祉課ともいろいろ相談を進めていきたいと思っております。

○白井会長

北区の場合は高齢者率が一番２３区では高いので、区民としていい状態で介護ができるように皆さんご検討していただき、これからも住みやすい区にしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。ほかにありますでしょうか。

（なし）

○白井会長
　目標３、男女があらゆる分野で学び参画する地域社会について、いかがでしょうか。

○厚美委員
　重点取り組み４８の「審議会等への女性の参画推進」のところで、今年度は２７．９％ということで、２ポイント上がったということですが、例えば、同一の方が複数の委員をしている場合などを確認をした上での２ポイントアップなんでしょうか。

○白井会長
　それに対する回答をお願いいたします。

○鈴木男女共同参画推進課長
　把握方法としましては、単純集計でございますので、１人の女性の方が幾つかを兼ねているかというところまでは把握はしておりません。

○白井会長
　よろしいでしょうか。

○厚美委員
　そのあたりも確認をした上での２ポイントアップだと本当にうれしいと思います。

○白井会長
　北区には、それぞれ才能を蓄えた人材がたくさんいると思いますので、多くの方が登用されるようにお願いいたします。

○中澤委員
　いってみれば名寄せするという話だと思いますが、もしかすると男性の方が重複して審議会の委員になっているケースが多いのかもしれない。そう考えたとき、率がどれほどの重要性を持つのかということも含めて考えさせていただきたいと思う。

○宮城副会長
　今の点は、よく大事な指標として使われるところなので、実態はぜひ確認していただいたほうがいいと思います。また、今回、せっかく率が上がったのにＣ評価というのは、目標の４０％まで後３年でもっていかなければいけない。今回、２ポイント上がっても、このままだと呼びかけと公募制の採用だけで、ちょっと心もとない感じがします。何かここをステップアップさせるような方策というのは検討中でしょうか。

○白井会長
　いかがでしょうか。

○宮城副会長

難しい状況なのかどうか確認したいのですが。

○中澤委員

難しいと思います。区が審議会の委員を選んでいく場合、担当する分野に関係する団体に推薦を依頼するというやり方が非常に多く採用されます。その時に、女性の推薦の検討をお願いします。

各団体としては、代表者あるいはそれに準ずる方を推薦してこられる。そうなると、役職についている方が男性か女性かというところから、結果的には男性の推薦が多く、審議会の構成もそれに従ったものになりやすいと考えています。

しかし、それでいいというわけではないのですが、審議会の基本条例などでそれを制限できるかというと、それはまた、厳しいところがあるというのが正直なところです。区として関係者のご意見を確保しつつ、男女の比率のバランスをとっていくというところが非常に難しいところなので、アイデアを委員の皆さんからいただければ非常にありがたいところであります。

○宮城副会長

いいアイデアはなかなかないのですが、北区の「地域防災計画のあり方検討会」で委員の半分を女性にした。審議会の数値には反映されないと思いますが、それをやったことによって、よかった点は、きっとあると思います。例えば審議会で女性割合を高めることで良かった点をしっかりアピールするとか。アファーマティブで各審議会に女性割合を必ず入れろというようなことが男女共同参画条例に基づいてできるかというとそこまではまだないということですよね。でも、とりあえずこの数値４０％を考えると、少し力を入れないと３年間ではきついと思います。

○白井会長

北区の場合はスペースゆうに登録しているグループがいろいろとあると思います。そこで人材を発掘するのもいいのではないかと思います。それと、女性が審議会に加入すると興味が増すと思います。他区にあるネットワーク等を十分に利用していくのも一つの方法と思います。いろいろな審議会や委員会によっては、担当とかあるかと思いますが、それについても検討していただければと思います。

○中澤委員

補足しますが、公募委員を採用している場合には、大体３人が非常に多く、その場合、男性が１名、女性が２名という採用が多いと思います。意識自体は、それぞれの審議会の担当課は持ってくれていると考えています。

○我妻委員

昨年の大震災を踏まえた検討委員会で、半数を女性にして、委員は全部トップではなかったという例で、これは東京の有志の中で情報交換していて非常に話題になりま

した。「北区は何て進んでいる。」「やっている区があるんだね」と随分言われました。

トップでなくても意見を持っている女性の方はたくさんいるので、女性の委員が少ないところでも、参加していくことで次第に「女性もいいんじゃないか」というふうになるのではないか思いますので、男女共同参画推進課には、今後も強く推進していただくように努力していただければと思います。

○白井会長

ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

○山田（三）委員

目標３の第一の「あらゆる場を通じた意識の形成」ということですね。小・中学校の場合は教職員への啓発となっていますが、直接、子供たちへ啓発をすることは行われてないのでしょうか。

それと、町会・自治会・消費者団体・都立高校とはなっていますが、都立高校に通っている高校生の中で、北区の住民って何％もいないと思うのです。北区を中心に考えるならば、小学生、中学生の時から男女共同参画の意識を常識として教えていったほうが良いと思うのです。出前講座じゃなくて、そういう啓発というのは計画されているのでしょうか。

○白井会長

今のご質問に対してご回答をお願いいたします。

○田草川委員

学校教育の中では、すべて学習指導要領等に網羅されておりまして、年間を通じて計画的な東京都の指針でございます。各学年、発達段階に応じた形で男女共同参画にかかわる話をしていきます。これには途中、性教育も含まれてまいります。ですので、詳細のやり方は、学校に最終的にゆだねているところですけれども、東京都の指導に基づいて行っているのが現状でございます。主に道徳の時間ですとか、保健体育の時間ですとかありますが、特に教職員に研修をしているのは、日常的な接し方、例えば算数を教えるときでも、国語を教えるときでも、常に男女共同参画の視点をどこかで意識することが重要としています。そして、あわせて特定の教科で中心的にある程度教えていく体制をとっております。

相談体制等では、特に人権の問題も大変多いので、その際には常にそういった視点をとるということを機会あるごとに言っているところでございます。よろしくお願いします。

○白井会長

よろしいでしょうか。

○鈴木男女共同参画推進課長

補足させていただきますが、小学校６年生全員に、男女共同参画の意識を啓発するパンフレットをお配りしています。直接説明は、なかなかできませんがど、わかりやすいパンフレットです。

それと、中学生、高校生のための「職業教育キャラバン」としまして、従来、女性が少ない職業分野で活躍している方を中学校、高校に派遣し、講演会を行い職域拡大に向けたご支援を行っております。最近では、新幹線の運転手とか、フェアトレード関係で活躍している方にお願いしました。

また、特に高校生には、若いうちにＤＶの芽を摘み、正しく男女関係のあり方を知ってもらうことを目指し、デートＤＶの講義を実施しております。

○山田（三）委員

障害がある子に対して、男女共同参画というのは大変遅れているような気がします。学校のプールの授業は、大体、普通学級ですと中学校から男女別なのですけれども、高校生になっても、いまだに一緒です。

普通教育を受けた子と同じレベルでというのは難しいところがあると思いますが、高校１年生で、大体、普通に通っている普通学級の子たちというのは、「もう彼氏ができて」、「彼女ができて」、「つき合って」という話になっているのです。

今、障害がある子供たちが高校生になってつき合い始めると、つき合い始めた子たちを先生たちみんなで見守っている状態なのです。どこまで進めていいのか、どこまで教えていいのか、それこそ性教育もできていない状態です。そのような場面での男女共同参画の意識も障害のある方対象に、もう少し考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○白井会長

やはり、男女共同参画といいましても、男性、女性で相異があるところもあり、区別というのも、それは大事ですので、発達過程において、それに応じた教育というのも必要だと思います。やはり、それぞれに応じたものを、先生方から意見を聞いて、教育の中に取り入れていただくというのは必要かと思います。

だから、差別と区別とは随分違いますので、その辺は徹底して教えるということも必要かと思いますので、これからもよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（なし）

○白井会長

そうしましたら、職員との関係とも含めて、もし目標１、２で落とされた中にありましたら、意見あるいは質問をお願いいたします。

○山田（三）委員

今回、資料９のように、２２年度と比べて評価が上がった下がったというのは含まれるんでしょうか。最初の一覧で、前年度と今年度の評価のものが入ると、物すごくわかりやすいのではないかなと思いました。

最初に課長からの説明があった、昨年はＣでしたがＢ－になりましたというのは、説明されているときに入っていたので、それをそのまま資料として入れたほうがいいのではないかなと思いました。

○白井会長

それを検討していただくということで。

○鈴木男女共同参画推進課長

検討させていただきたいと思います。

○白井会長

ほかに何かありますでしょうか。

○我妻委員

区の推進体制について、いいですよね、ここでお話しして。

私どもの団体は、スペースゆうを利用している方が大変多いのですが、３月３１日で、それまで５人いらっしゃった専門スタッフが全員やめられて、それで採用された方が４人で、専門スタッフという名前ではなくて、今年の４月からセンタースタッフという名前になりました。

もう８月で、大分、日はたっているのですが、４人採用された中で、そういう仕事をしていた方が１人だけという話です。できれば、専門性がある方が何かと相談に乗っていただけますし、グループの活動がしやすい、顔と名前を一気に全部入れかえて覚えるのも困る。みんなの意見としては、全員が一度にやめないようお願いできないかと。

○白井会長

今、スペースゆうの職員、専門職……。

○我妻委員

専門スタッフと言われていた５人。

○白井会長

これは１年契約ですか、それとも。

○我妻委員

１年契約ですけど、５年雇いどめで、でも、雇いどめだから皆さんおやめになった

わけではないということで。私もびっくりしました。

○白井会長

やっぱり、いろいろなグループが利用していることもありますので、５人でしたかね。

○我妻委員

また、５人いた方がやめて４人しかいなくなったというのも、何で１人減ったのか、お金がないのかという話もされましたけども。専門性のある方が５人いたことで非常に心強かったと言われる方もいらっしゃるので、拠点施設として、区民としては、できれば、つないでいただける方がやりやすいということです。

○白井会長

事情のわからない方もいらっしゃるかと思いますけれども、スペースゆうで、グループ等の連絡係なんですかね、その方が３月末で皆さんおやめになって、新しく採用されたんけども、今までのつなぎがないのでということで、だから、そのようなことはないように、また、何でおやめになったのかというのは事情があると思います。一遍というのもまた問題があると思いますので、そのようなことがないように、潤滑に運営ができるような方法で、事務局、あるいは北区の職員のほうでよろしくお願いしますということで。

○鈴木男女共同参画推進課長

よろしいでしょうか。

新しく、私は４月から参りましたので４月以降のことしかわかりませんが、男女共同参画について、そういうようなお仕事をした方は１名ということで、そのほかの方は、そういうお仕事をしたことがないような方だったんですが、皆さん、専門スタッフの方も最初から専門だったわけではございませんし、とてもやる気のある方たちの集まりでございます。あと、男女共同参画推進課としては、専門性が落ちてしまうんではないかなというところが心配でございましたので、東京家政大学から男女共同参画についての非常勤の先生もお招きしまして、月２回程度勉強会などもさせていただいておりますし。さんかく大学を企画するに当たりまして、東京家政大学の先生にもいろいろアドバイスをいただいて、講師の方々もご紹介をしていただいて、なるべく我妻委員が心配なさっているようなことがないように努力をしているようなつもりでございます。

あと、またいろいろなところからの職業の経験をもった方たちが４月以降採用されておりますので、今までの経験をとても生かした企画などもしていただいておりまして、そういうところは専門性があってもなくても、そういう視野ですとか、今までの経験を活用した部分が男女共同参画の部分でもとても生かせるんではないかなと感じております。

○白井会長

応募するというのは、やはり働きたいという意欲を持って参加されると思いますから、それに採用された方が、仕事になれない場合でも、意欲を持ち生き生きとさせる方向で導いていただければと思います。そうすれば、１年、２年と年数がたつうちに技術もまた備わってくるでしょうし、能力もそれなりに備わっていくと思います。場合によったら補佐的な、あるいは補助的なことだけではなくて、いろんなことに関与できて積極的な事務あるいは仕事につけるような方向で導いていただければと思いますので、事務局のほうよろしくお願いいたします。私ども事情等、全然わかりませんので、お願いする次第ですけれども。せっかく公募して採用された人たちが、１年あるいは２年でやめないような状態で指導していただければと思います。よろしくお願いいたします。

ほかにありますでしょうか。

○山田（昌）委員

細かい点ですが、５ページの目標３。

○白井会長

資料２ですね。

○山田（昌）委員

そうです、資料２、５ページの「区職員の採用・昇任については能力主義による任用を行っている。」余りにも当たり前過ぎて、ここに書くべきものでもないと思います。むしろ前回に書いてあったと思うのですけども、いわゆるそれは能力主義によって行われるのだけども、応募が少ないとか、昇任試験への応募が少ないとか、そういうところが問題なので、女性向けの採用、区の職員は一括採用ですけど、女性が昇進試験に応募しにくい状況があるんだったら、それをなくす取り組みだとか、そういうことが必要だというふうに思いますので、当たり前のことは書く必要もないのではないかというのが一つです。

あとは、「地域における女性リーダーの登用」、つまり、町内会や商工会における女性のリーダーが少ないということに関しては２０年ぐらい言われていることなのですけども。毎回進まなかったということで、こんなことで、ここはもう少し推進が進まない理由の検討等に入ったほうがいいのかなと思いました。

以上です。

○白井会長

その点もご検討いただきたいと思います。単純に任用が行われているだけで、にもかかわらず応募が少ないとか、何かそういうような条件がさらにあるかどうかということのようですので、その辺、ご検討お願いします。

○小川委員

皆さん、やっぱり今も言われましたような女性のリーダー、一番大きな北区の組織、どこの区でもそうだと思いますが、一番大きな区の組織というのは連合、自治会町会連合会が一番大きな組織だと思います。この一番大きな組織が一番多分、男女参画、これに関しては知識が少ないと思います。それはなぜかというと、やっぱり候補が足りないような気がします。各地域、自治会、町会というのは婦人部というのがございます。婦人部がリーダーになって、どこの自治会、町会も引っ張っていっているのは婦人部なんですよね。そうすると、婦人部の婦人部長というのは自治会、町会のリーダーみたいなものです。婦人部長が動いて自治会、町会は活気があるんですよ。

ですから、その辺の掘り起こし、これが大変大事ではないかなと思います。

掘り起こすのならば地域振興部と連携をとりながらやる。自治会、町会とは密接なつながりが地域振興部はありますので、大事だと思います。

ＤＶに関してなんですけど、ここのところ新聞にＤＶに関して結構一面で出るようになりました。それを読んでいて、公的証明書がなかなかおりて来ない。それから、基本台帳の閲覧を加害者に対しては見せないようなシステムは北区でやられているのか。

○白井会長

今の質問に対してお答えをお願いいたします。

○鈴木男女共同参画推進課長

ＤＶを受けているという証明書につきましては、警察と配偶者暴力防止センターが発行することができます。北区では、配偶者暴力防止センターはございませんので、各３カ所の警察にご相談いただければ発行することはできます。

ＤＶ被害者の方の住民基本台帳の閲覧は禁止することができますので、戸籍住民課でご相談いただければと思います。

○小川委員

わかりました。でも、何しろ地域の町会・自治会の婦人部を動かすことが一番早いと思います。

○鈴木男女共同参画推進課長

そうですね。地域振興部にも出前講座のお願いをさせていただいてはいますが、ぜひ小川委員のお力もおかりできればと思います。

○白井会長

奥津先生、何かありますか。

○奥津委員

二つお話させていただきます。何年か前にこの審議会の関係で、先ほどもお話に出ました「介護のために離職をして社会に復帰しようとする方」についても何かしなけ

ればという話題がその場で出ました。その時は少子高齢化社会の少子化に関心があって、なおかつやはり、介護というのは非常に難しくて、いつ終わるかわからないとか、状況も人それぞれですので、もうちょっと手も足も出ないという感じで終わったと思います。

社会の状況も変わってきましたし、条件も変わってきましたし、法律の形態も少し変わってきましたので、今後、何とかするべき課題として向かえるのではないかと、そのような時代が来たというふうに考えました。今後何かお役に立てることがあれば、ぜひと思っております。

それから、先ほど出ました障害のある方についての対応ですが、お話を伺いながら、多少、障害者の職業リハビリテーションなどかかわった経験から言いますが、やはり、障害についての知識を本当に深く持っているか持っていないかということが、実は男女共同参画の前にあるのです。職業教育の場合もそうですが、働くことはいいことだ、絶対いいことだと、その方の状態にかかわらず、周りじゅうで決めでつけるとか、なかなか難しい問題がいっぱいあります。人権問題として障害者についての問題をきちんと行政機関、区も深めていくということもまず第一でないかなと思います。

○白井会長

どうぞ、高橋委員。

○高橋委員

職業柄、第三者認証評価という仕事をしておりますので、すごく気がかりだったのは、ワーク・ライフ・バランスの両立支援推進企業の評価について少し感じたことを申し上げます。

実際に、３社のうち２社が評価をされていたということですけれども、実際には本業とは違う取り組みですので、事業者にしますと非常に踏み出すまでの時間がかかります。非常に心配なのは、両立支援のアドバイザー派遣企業募集が、ここ２年実績なしというのがカウントされています。

ですから、確かにアドバイザーを派遣するという仕組みはあるのかもしれないんですが、それが実際どういうものなのか、経営者の方、事業者団体と連携をとって、まず糸口だけでもお話ししてさしあげませんと、余力のある会社さんしか応募しないと思います。

あと、もう１点感じたことです。先ほど来、お話が出ていました女性の方が公式のテーブルでお話になるという、今回こういう条例に基づく審議会というような、パーマネントの審議会もそうなんですけども、何らかの形でアドフォックな形で、そこで何回かの検討会、もしくは意見交換会という形で、それはもう完全にフィフティーで集めるとか、そういうことで参加して言葉を発してみるという、そういう場をつくるのも一つの方法なんではないかなというふうに感じました。そういうところで経験を積んでいただいて、みんなの前で話して、実際に婦人部としてのお力もあるのかもしれないですけど、みんなでお話をして言葉を交わして意見交換をするという、そういう経験を積み重ねていただくことで、地域とかそういう団体での女性のリーダーの育

成につながっていくのではないかなというふうに淡い期待を持ってぜひご検討いただければと思います。

○白井会長

わかりました。今日は、この第１議案についてここで終わって、改めて事務局のほうに、もし気がついたことがあれば意見を出していただくことも可能でしょうか。可能であれば、いつごろまでに進捗評価報告書。

○鈴木男女共同参画推進課長

それでは、ご意見は９月１０日ぐらいまでにお願いできればと思います。

○白井会長

そうですか。ここに２２年度の報告書があります。これと同じ２３年度の報告書を作成いたしますので、それに合わせて９月上旬までに気がついた点がありましたら、事務局にご連絡いただきたいと思います。

では、資料１の目標１のところで「総合評価と目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる」とあります。これでよろしいでしょうか。

それから、目標２については、総合評価に、「目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる」ということで、資料９の点でも、課題１、２、３ということで、Ｃから上昇しているというのと、それからＡからＡですね、昨年に続いて。それから、進捗状況、ＢからＢと横、資料９について、これも参考にしていただいてということ。

それと、目標３についても、男女があらゆる分野で学び、参画する地域社会ということで、総合評価で「目標に向け進捗しているが、一部にとどまっている」ということで、この資料９の３の課題の１、２、３とありますけれども、この評価、課題の評価についてこれでよろしいでしょうか。

それから、あと計画を推進するための仕組みと総合評価、「目標に向け、進捗しているのは一部にとどまっている」ということですが、評価についてはこれでよろしいでしょうか。

○宮城副会長

全体の評価を、ここ最終的にこの資料１のところを埋めるのが審議会の評価、今までの進捗手続については区でなさった自己評価、それについて、ここで私たちが総合評価をするということになるかと思うのですけれども。今の出されている案で、目標１は昨年と同じＢ＋ということを評価することになりますし。目標２はＢ－だったのがＢ＋に上がった。ここは特に「子育て」が充実してきたということになると思いますけど、介護がまだ問題が残っているのでＢ＋。それから、目標３と目標４はどっちもＢ－のままの維持ということになるんですね。この案は、私は非常に正直な評価だと思います。私はこれでよろしいかと思うのですけども、５年間の計画達成のときには、これが全部Ａがそろうのが一つの目標になるのだと思います。例えば、職員意識

調査をことし繰り越していますよね。やっぱりその部分とか、それからデータブックも、今、データを集めたところですというところになっていますので、２４年度、２５年度が最終年度に向けて、Aがそろえられるかどうかの山場になるのではないかと思います。ぜひ、これが最終５年目にAがそろうように頑張っていただければと思います。

○白井会長

そうしますと、評価についてはこれでよろしいでしょうか。あと、細部について、それについてはもしご意見があれば、それを出していただくということで。

（はい）

○白井会長

それでは、次に議題２、平成２５年度における重点取り組みについての説明を事務局にお願いいたします。

○鈴木男女共同参画推進課長

それでは、平成２５年度の重点取り組みについてですが、平成２４年度は第４次アゼリアプランの中間の見直しの時期でございます。

そこで、１０月から始まります第４期の審議会において、アゼリアプランの中間の見直しについてご審議をいただくことを考えております。そのため、平成２５年度の重点取り組みについては、本日の審議会にてご意見を先にちょうだいいたしまして、中間の見直しの方向性が決まった段階で活用をさせていただきたいと存じます。

それでは、資料７をごらんください。平成２２年度から２４年度までの３年間の重点取り組みの一覧でございます。重点取り組みは、各取り組みから１から２事業選定をしていただいております。重要な取り組みということで、数年続けて同じ事業が選定されることもございます。今回の進捗評価の結果も参考にしていただきつつ、来年度の課題についてご意見を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○白井会長

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたことについて、ご意見またはご質問がありましたらお願いいたします。

○宮城副会長

今日は、ご意見だけで決定しないということだと思いますが、やはり、評価が低かった項目は積極的に取り入れていただかないと最終的な５年目のAが目指せないと思いますので、職員調査、データブック、それから、少子化のことに対しての対応が随分進んだので、介護の部分、離職者の問題とか、このあたりは、大変、重要なポイントになるんではないかなと思います。

○白井会長

奥津先生は何かありますか。

○奥津委員

見直しに当たって全く意見は同じですが、少子化で東京は人口はふえますけれども、周りの日本全国からすれば人口が減る中でいろんな状況が変わる。そして、高齢化はすべて進む。その点を考えていきますと、今まで重点としてきたものをしなくて、逆のものを重点と考えるといように少し柔軟に考えていきたい。そのほうがよろしいんのではないかと思います。特に、平成２２年、平成２３年というのは、景気は悪いという中で動きました。今、少しよくなってきているようなことを言っておりますけれども、ただ、人が大切にされて景気がよくなっている様子はなくて、別の要素が多分働いているみたいなこともありますので、そんなことも考えながら、何を重点にすると一番確実に成果を上げ、なおかつ落とすところを少なくできるかというようなことを考え、見直しをしていきたいと考えます。

○山田（昌）委員

国の参画会議でしゃべらせていただきましたが、少し気になるデータが１個あります。新聞でも報道されましたが、「若年女性の自殺率が高まっている」というのがあり、何らかの対応は必要かなという気がいたします。実は、日本は高齢者女性の自殺率が３０年前は世界一高かったのですけれども、介護保険の導入によって、また高齢者の年金の充実によって高齢女性の自殺率が急低下したのですが、そのかわり、若い女性の自殺率が上がってきているという状況です。そこに対する心と体の健康支援ですね。新規さを出すのでしたらそこが一つあるかと思っております。

あとは、女性に対する暴力ですが、一つはいわゆる夫婦間の、主に夫婦間のドメスティックバイオレンスと言われているもので、それは今まで結構やってきているのですが、今、国でやっているのは性暴力、つまりレイプ被害とか、わいせつ、痴漢、ポルノ、ここ２年ぐらいの間、国が取り組んでいまして、この前、報告書を出したばかりです。新たな課題を出すのでしたら、そちらの方向も入れるということも考えられるかなと思っております。

以上です。

○我妻委員

この重点取り組み一覧を見ていますと、１番下の「地域スタッフとの協働事業」というのを２３年度も２４年度も同様というふうに書いてありますが、地域スタッフは随分減りましたね。「市民との協働」と書いたほうが、今後いろんな展開ができると思います。地域スタッフを募集するのもいいですし、パートナーシップ事業などで非常にやる気のある方たちと新しい展開があるという可能性があるのもいいと思いますし、私どもの団体も一緒にやりたいと思っています。

あと、今、男女共同参画の市民活動をしている仲間の中で非常に話題になっている

のは、災害時における女性センターの役割というテーマです。女性センターはほかの施設とは違うので、女性センターでこそやれることがあると言われています。地域防災計画に向けた女性の視点からの意見反映というのとまた違うことですので、災害時における女性センターの役割について、しっかり市民と協働してネットワークをつくるとか、相談体制を充実させるとか、避難所からの相談を受け付けるとか、女性センターにできること、してほしいことがあると思うので、そのようなところを重点的にしていただけると、災害時に、安心感があると思います。

○厚美委員

先ほど山田先生が若年女性の自殺が多くなっているというお話がありましたけれども、やはり、それは性暴力の被害ということとも関係があるのかなとも思ってはいるんですけれども。そういうことも含めて、若い方のデートＤＶの被害は本当に中学生ぐらいからありますし、高校生でも、学校の先生方が対応して大変だったというようなことも聞いています。若い方に対しての教育という取り組みができると、さらに結果的にはＤＶを減らしていくとか、被害を広げないということが少しずつつながっていくと思います。

○白井会長

ほかに、もし、１の課題のところでいけば幼児の虐待ですよね、子供支援のほうに入るかと思いますけれども、家庭も複雑になってきますと、やっぱり、その中で目に見えないものが育児の放棄、あるいは虐待が結構ふえて、幼い子が犠牲になっている場合が多いし、今言われました性の虐待等が起きていますので、場合によったらこの辺も力を入れていただけたらと思います。

まだいろいろ意見があるかと思いますけれども、先ほどと同じように、これについても、もし意見があれば９月中旬ごろまでに出していただいて。

○上川委員

最近気がかりで相談が多いのが、マンションとか、都営住宅とか、公団とかの集合住宅の相隣関係で結構ふえています。それが上下だったり、左右だったり、そんな関係なんですけれども、なかなか解決が本当に難しい、時間もかかるのと、また、時間をかけてもなかなか解決しない問題です。それが発展すると暴力事件になったり、いろいろな事件になっていくのかとも思いますが、その意味では、あらゆる暴力、暴言の根絶の中に、個別的というより社会的にお互いが思いやるとか、去年は震災で絆とかいろいろと言われたのですが、基本的にはお隣同士、また上下関係で近所づき合いがうまくいかなくなってくるケースが非常にふえているのかなというのが一つあります。

もう一つは、やっぱり学校等でのいじめが減らないです。形は変わるけど、基本的に減らないのです。実際、取り組みの中に、「教職員等への研修の充実」とか、「学校幼稚園の教職員に対する人権研修」とかありますけど、やはり、お子さんに直接「人権」とは何かを教えるということが非常に大事なこと。そういう面では、やっぱ

り子供のいじめについても、子供そのものに教育として直接何か伝えられる仕組みということを事業として考えていくことが必要なんではないかと思っております。
以上です。

○白井会長
男女共同参画の中でもし取り入れられる部分があるのであれば、取り入れていただけるようご検討をお願いいたします。
それでは、一応、資料７について取り組みの重要な点はに対する意見等があれば、事務局にお知らせお願いしたいと思います。
それでは、３のその他についてですけど、何かありますでしょうか。

○鈴木男女共同参画推進課長
その他についてでございますが、今後の予定でございますが、今回、ご確認いただきましたアゼリアプラン進捗評価報告書を北区男女共同参画推進本部に報告をさせていただきます。それを受けまして、北区としましてアゼリアプランの実績報告書を作成いたしまして、１２月中旬をめどにホームページ、図書館等での結果の公開をさせていただきます。
それと、平成２２年１０月から始まりました第３期の審議会が９月で終了いたしますので、審議会は本日で終了となります。任期が終了された委員の皆様、大変お疲れさまでございました。あと、１０月から第４期の審議会が始まりますので、これから新規の委員の方々の推薦、任命の準備をしていきます。第４期の審議会では、アゼリアプランの中間の見直し、男女共同参画の意識意向調査の実施について、第５期アゼリアプランについてご審議をいただく予定としております。

○白井会長
ありがとうございました。何か今の説明についてご質問等ありますでしょうか。
なければ、本日予定しておりました議題はすべて終了いたしましたので、これをもちまして第５回の男女共同参画審議会は閉会いたします。